

平成31年4月備前市農業委員会総会議事録

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 局 長 あ い さ つ
4. 署 名 委 員
5番 西角 正年 委員 6番 岡野 一子 委員
5. 議 事

○石原会長

それでは、議事につきましては議案第1号から議案第3号についてと報告第1号から報告第2号について、ご審議、ご協議よろしくお願いたします。

それでは、2ページをお開きください。

議案第1号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号1、2につきまして、私のほうでやらせていただきます。

もう席移動なくていいということで、よろしいですか、ここで説明も。じゃあ、よろしくお願いたします。

1から参ります。

土地の所在地、新庄外和坪1395。下もいきます。ごめんなさい。登記地目、田、現況地目、田で、1,709㎡。それから、同じく新庄外和坪1396、登記、現況地目ともに田で、218㎡。譲受人、新庄●●●●、●●●●、87歳、農業。譲渡人、川崎市幸区小倉■■■■、■■■■、67歳、会社員。譲り受け理由、譲り渡し理由は、増反によると耕作不便であるということであります。譲受人の耕作面積は2,886㎡、家族数は8人でございます。うち瀬戸内市内にある耕作面積が1,810㎡でございます。

もう、どうでしょうか。1件ずつ行こうかな、譲受人違いますから。

○事務局

議案第1号、受け付け番号1番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○石原会長

もうちょっと説明しようと思うとったんじゃ。これから言おうと思とったんじゃけど。ごめんなさい。じゃあ、もう少し僕の説明させてください。

■■■■さんは三菱UFJの東京の本店のほうとか、あっちのほうへお勤めであつて出ていらっしゃいます。当然、こちらにはもう帰るご意志はないみたいで。妹さんがいらっしゃいまして、妹さんは岡山県内にご在住でありますので、この手続も彼女がやってくれました。それで、●●●●さんと■■■■君の関係、それから下も▲▲▲▲さんという方も出てきますけれども、これどちらもおじ様です、■■■■君にとっては、■■■■君のお父さんは元この備前町の行政にお勤めで助役をなさってた方です。今、亡くなってらっしゃいますけれども、ご両親ともに。それで、■■■■君帰ってこれないということで●●●●さん、おじ様にもう贈与するという形でこの案件が上がってきております。地図を見ていただくならば、1ページ目の1395、1396、2筆になってございますけれども、実はこの隣、僕が下の細いところを私、人の農地でありますけれども、耕作させてもらってます。その隣の農地で、これ1枚物で。2筆になってますけれども、1枚物で現在もその●●●●さんが耕作されていらっしゃいます。もう、ここでいよいよ所有権の移転をしたいということで、■■■■さんのほうから要望が上がってきた案件であります。

以上です。

それから、今調査書をもう既に事務局に説明していただきました。
何かご質問があれば頂戴いたします。特段ございませんか。

○藤澤委員

お尋ねします。87歳ということですけども、家族が8人おられるから、その中のどなたかが後継ぎされるのかなというような気がいたしますんで、これぐらいになると次の相続の問題も出てくるということかなというのがちょっと気になりましたんで申しました。

○石原会長

●●●●様も87ですけども、お元気で。もう農地のほうの、もちろん水田もなさってるんですけども、トラクターもお使いになります、コンバインもお使いになってらっしゃいます。それから、ご長男、次男もいらっしゃいますから。農繁期の折はお手伝いなさってるという格好であります。
そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断していただきます。
農業委員さん、許可相当だと思う農業委員さん、挙手お願いします。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。それでは、許可ということにいたします。
次に、参ります。
もう同じような案件でありますけれども、受け付け番号1-2です。
地図は2ページ目をごらんください。

新庄北縄手987-1、登記、現況地目ともに田で、976㎡。それから、同じく新庄北縄手988、登記、現況地目ともに田で、836㎡でございます。譲受人、新庄●●●●、●●●●●、82歳、農業であります。それから、譲渡人、先ほどと同じく川崎市幸区小倉■■■■■、■■■■■、67歳、会社員であります。譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、耕作不便ということで、●●●●さんの耕作面積、譲受人の耕作面積は今度4,226㎡であります。家族数は3人ということです。これも地図を見ていただくと2筆になってますけれども、ここももう実は1枚ずらで耕作なさってます。稲をおつけになっていらっしゃいます。ちょうどこの新庄981-1とか書いてある上に1つちょんちょんと水田の印がありますけれども、その上のおうちが、この平家のおうちが■■■■■さんの実家です。だから、ここ空き家になっちゃってます、いいおうちですけど。その左隣のおうちがこの●●●●さんのおうちであります。これも現行●●●●さん、息子さんで水田をなさってらっしゃいます。それで、また先ほどおじ様にやはり贈与するということで案件として上がってきておる案件であります。

それじゃあ、事務局、3条の調査書をお願いいたします。

○事務局

議案第1号、受け付け番号2番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○石原会長

ありがとうございます。

それじゃあ、この1-2について、また皆様方にご審議願います。

何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。特段ありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようですので、じゃあご判断願います。

1-2につきまして、許可相当の農業委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。じゃあ、許可といたします。

次に、参ります。

受け付け番号1-3、信宮委員、説明願います。

○信宮委員

それでは、1-3について信宮が説明いたします。

土地の所在地、鶴海森金584-1、登記地目、田、現況地目、田、395㎡。次が鶴海森金585-1、登記地目、現況地目ともに田で、104㎡。もう一つは、鶴海八ヶ白942、登記地目、現況地目ともに田で、1,467㎡。譲受人、浦伊部●●●●、●●●●、38歳、会社員。譲渡人、鶴海■■■■、■■■■、78歳、無職。譲り渡し理由も譲り受け理由、その他になっておりますけど、これは空き家バンクと農地がセットになって売買されたということでございます。譲受人の耕作面積は1,956㎡で、これは下限値を下回っておりますけど、先月の総会のとときに別段面積の指定承認ということで承認いただいております。資料のほうを見ていただきますと、地図の3ページのほうですけど、右の下のほうに市立東鶴山保育園、その上に鶴海と書いてあります。このところが県道31号線の鶴海のバス停になっておりまして、これから農地のほうは大体300mから500mぐらい北の方向にあります。

簡単ですけど、説明は以上でございますので、よろしく願います。

○石原会長

それじゃ事務局、説明願います、調査書を。

○事務局

議案第1号、受け付け番号3番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○石原会長

それから事務局、信宮さんも説明していただいたんですけど、その別段面積をもう少しわかりやすいように。事務局そのものもまだあのときにここにいらっしやらなかった方もい

らっしゃるので、わかりやすく説明お願いいたします。

○事務局

3条の調査書のほうにも書かせていただけてますけど、3ページでございます。

下から3番目の第2項第5号、下限面積というのがございます。農地法のほうで下限面積、備前市では地区ごとに定めておりますけど、鶴海でしたら3,000㎡だったと思うんですけど、それを超えてない農地の売買、賃借はできないというような規定がございます。ただし、今回はこれは空き家バンクに付随した農地ということでございまして、もちろん1,966㎡ということで下限面積に達していないんですけど、前回、3月の農業委員会議のほうで皆さんに諮らせていただきまして、別段面積の指定承認、下限面積の特例ということでございまして、空き家に付随した農地を一体で購入する場合は農業委員会の承認を得れば下限面積に達していなくても農地を取得できるということで、前回の農業委員会議で承認をいただいております。その後、この別段面積の指定ということで事務局のほうで告示させていただいておりますので、これが有効となりまして、それで1カ月おくれの今回農地法第3条の所有権移転ということで申請が上がってきている次第でございます。

以上でございます。

○石原会長

よくわかりました。ありがとうございます。ということで、別段面積というのはそういう意味であります。

それじゃあ、ご質問、ご意見あれば頂戴いたします。特にございませんか。

信宮さん、この方、浦伊部から越していらっしゃるんでしょうけど、この農地はどのような利用を考えていらっしゃるんですか。

○信宮委員

本人から直接聞いてないんですけど、不動産屋から聞いた話では、584-1と585-1、これは家のすぐそばについて、もともと一筆だったんですけど、宅地が広いから分筆して農地だけ残しておいたという状況なんで、本人は今まで野菜をつくっておられましたんで、引き続いて野菜をつくられるんじゃないかというふうに不動産屋さんからは聞いております。それから、八ヶ白の942のほうですけど、こちらは梨とか柿とか、そういったもの、果樹を植えておられます。今までつくっておられましたので、果樹を引き継いでつくられるんじゃないかなというふうに思います。

○石原会長

ありがとうございます。

その他ないでしょうか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、農業委員さんご判断願います。

1-3につきまして、許可相当と思われる農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。許可といたします。

1－4に参ります。
西角委員、説明願います。

○西角委員

それでは、1－4番について5番が説明いたします。

まず、土地の所在地、備前市三石寒河谷口1869－1、登記地目、田、現況地目、田、登記面積342㎡。それから、次の三石寒河谷口1869－2、登記地目、畑、現況地目も畑、登記面積が174㎡。次に、三石寒河谷口1869－4、登記地目、田、現況地目も田です。それで、登記面積がここに書いておりませんが、私法務局へ問い合わせ確認しましたところ、265.00㎡ということでした。

○石原会長

265.00ですか。わかりました。

○西角委員

それから、譲受人は三石●●●●、●●●●、58歳、農業。譲渡人、備前市伊部■■■■、■■■■、69歳、無職。譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、農業廃止。それから、譲受人の耕作面積5,237㎡、家族数1人ということになっております。それでは、少し詳しく説明いたしますと、譲受人の●●●●さんは農業の傍ら農機具の中古販売、農機具をやっております。それから、■■■■ですけれども、この方は体調不良で、もともとの三石の福石地区という、この田の近くにおられたんですが、今は備前市伊部のほうへ引っ越しておられます。それで、この田の管理というものが全然できておりませんので、長いこと耕作放棄地という形でありましたんですが、私のちょうど家の裏側になりますので、田んぼがもういつも草まみれで、どうしようもないなということで、誰も管理するものがおらんということなんで、私が年に1回か2回、草刈りをして現在までしております。たまたまこの●●●●さんがそういうところがあれば、私が引き受けて管理しますということで、それでは助かりますということで、私もぜひ●●●●さん、あんた買って、畑で野菜つくったんですけども、野菜をつくるなり、何なりしてくれて、ずっと管理していただければありがたいというような話を私は●●●●さんとしました。そういうことで、譲渡関係ができたように思います。

以上ですが、先月の農業委員会でも説明いたしました。●●●●さんはこういう中古農機具の販売店をしておりますけれども、従業員が何人かおられます。その従業員の方が田んぼを管理。きのうも田んぼを管理しにトラクターを持ってきて田んぼをすいておりました。そういうことで、管理だけは十分してくださいよということを私は申しておりますので、十分やってくれるんじゃないかなと、こう感じております。

以上です。

○石原会長

それでは、事務局、調査書のほうをお願いします。

○事務局

議案第1号、受け付け番号4番でございます。所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、1－4につきまして、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。

1－4につきまして、許可相当の農業委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

○西角委員

ありがとうございました。

○石原会長

じゃあ、1－5に参ります。

中村委員、説明願います。

○中村委員

中村が説明いたします。

土地の所在地、八木山二軒屋458－1、登記地目、現況地目とも田であります。登記面積1,351㎡。譲受人、八木山●●●●、●●●●、76歳、農業です。譲渡人、岡山市東区神崎町■●●■、■●●■、74歳、農業です。譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、農業廃止。譲受人耕作面積、1,955㎡。目が見えないもので。プラスになっておりますけど、いわゆるこれ耕作面積が足りませんので、次にありますけど、農地法第3条のほうにはあるんですけど、貸し付けを受けるということで、貸し付けのほうは別個にありますんで。家族数は1名です。地図を5ページのほうを見ていただくとわかると思っておりますけど、左下から右のほうに行ってる国道2号線、上が姫路方面、三石方面になります。信号からずっと行くと何キロぐらいですか。2キロぐらいですか。田んぼのほうは川がすぐ2号線の下を走っております。段差がありますけど、ここが二軒屋地区になります。二軒屋地区ではほとんど田のほうの耕作はしていません。畑とか休耕地が多いです。そういうことで、ここの●●●●さんがいわゆる458－1を今畑作をしております。せえで、今回譲ってもらうということで465番地を譲り受けるということです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○石原会長

それでは、事務局、調査書をお願いします。

○事務局

議案第1号、受け付け番号5番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それじゃ、1-5について、皆様何かご質問、ご意見ございましたらどうぞお願いします。

○草加委員

465が644、それと上を1,351を足したら1,995になるんですね。ですから、こちらの右のほうも1,995と1,095を足して3,090になるんだと思うんです。40㎡違うとるように思いますが。

○石原会長

事務局、何か。

○事務局

済みません。どうもありがとうございます。

○石原会長

加算が間違っておりますということで、草加さんのご指摘が正しいんです。

そのほかありますか、皆さん。

次へ関係するんじゃないだろうけど、その議案第1号に。ここを3条の使用貸借権じゃなしに、何で利用権設定にされなかったんですか。下限面積のフォロー、事務局。

○事務局

私もそのように思ったんですけど、相手が3条の使用貸借権を提出されてきたのでオーケーいたしました。

○石原会長

珍しいですよ、3条の使用貸借を利用されるというのは。かなり拘束力がありますよ、こっちのほうが。

ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようでしたら、ご判断願います。

1-5につきまして、許可相当の委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。じゃあ、許可といたします。

じゃあ、3ページに参ります。

受け付け番号1-6、櫻本委員、説明願います。

○櫻本委員

それでは、議案第1号、1-6番について7番櫻本が説明いたします。

土地の所在地、吉永町多麻東川775-1、登記地目、現況地目とも田、登記面積703㎡。

次に、吉永町多麻成ル776-1、登記地目、現況地目とも田、登記面積133㎡。吉永町多麻

新宿道859、登記地目、現況地目とも田、登記面積943㎡。吉永町多麻日ノ平868-1、登記地目、現況地目とも畑、登記面積205㎡。次に、吉永町多麻日ノ平870、登記地目、現況地目とも畑、登記面積147㎡。次に、吉永町多麻日ノ平872、登記地目、現況地目とも畑、登記面積160㎡。次に、吉永町多麻前畠874、登記地目、現況地目とも畑、登記面積234㎡。吉永町多麻日ノ平883、登記地目、現況地目とも畑、登記面積219㎡。次に、吉永町多麻日ノ平888-1、登記地目、現況地目とも畑、登記面積93㎡。次に、吉永町多麻藤蔵屋敷933-1、登記地目、現況地目とも畑、登記面積142㎡。最後に、吉永町多麻前田949、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,206㎡。譲受人、岡山市北区丸の内●●●●●、●●●●●、40歳、会社役員。譲渡人、兵庫県西宮市東山台■■■■■、■■■■■、71歳、無職。

譲受人は譲渡人のおいに当たる、そういう関係にあります。譲渡人である■■■■■氏は、数十年前から兵庫県のほうで生活されており、父親が農業をしておりました。そして、10年ほど前に父親が亡くなられ相続され、これが相続された土地であります。このたび、岡山市で従業員30名ほどの建設会社を営んでおられる●●●●●氏に全ての農地を譲られるということにした次第であります。当地区の所有下限面積は4,000㎡であります。現在の農地の状況は、この地区内の方に稲作及び草刈り等の管理をしてもらっていますが、859番の田についてはカヤが生えていて管理ができていない状況となっております。今後は会社の従業員に協力してもらい、稲作及び野菜等の植えつけを行う計画であります。所有している農機械はトラクター、耕運機が各1台、コンバインについてはリースとする予定となっております。申請の場所ではありますが、地図の6ページをごらんください。この位置図なんですが、相続される土地全てを表示されており、山林とか原野もこの位置図に表示されております。詳しい場所がわからないと思いますが、この位置図で説明しますと、吉永町の北部で県道吉永下徳久線沿いでありまして、500mほど行くと、兵庫県に入ります。兵庫県佐用町に入ります。といった場所でありまして。

以上で説明を終わります。皆さんのご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石原会長

それでは、事務局、調査書のほうを説明願います。

○事務局

議案第1号、受け付け番号6番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、説明いただきましたので、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

これ事務局、この何か設計事務所が出してきとる地図やけど、地番さっぱりわからんね。不備と言えんの、本当はこれ、議案としては。

○事務局

済みません。

○石原会長

だって、櫻本さん一生懸命地番とあれ言ってくださりよんじゃけど、見たって全然わからんもん。859しかわからんのじゃもん。

○櫻本委員

それで、僕も現地確認ができんで、事務局にお願いして図面をつくってもらいました。これを皆さんに配ったらどうですか。

○石原会長

わからないですよ。

○櫻本委員

わからないです、全然。

○石原会長

しかも、これ5条か何かの転用許可申請に出そうと思うて使おうとした地図かなと思うて、そこに書いてあるのが。

○櫻本委員

何かこれ相続登記に使うんじゃないですか。さっき言いましたけど、山林も入っとなです。山林とか原野とか。

○石原会長

地図はちょっとあれとして、何か皆さんご質問、ご意見頂戴いたしますけど。

普通、3条のこの所有権の移転については、荒れとるところがあったらいけんのじゃけど、でも櫻本さんがさっきおっしゃったように859のところ、カヤが生えたんだと正直におっしゃって、その後、従業員さんがちゃんとフォローするんだということの条件のもとにご審議、ご判断願います。

○委員

済みません。家族数のところへ(30)というて書いとんのは、これどういうこと。

○石原会長

従業員さんです。

○委員

従業員ですか。

○委員

家があるように書いとんですけど、居住されとんですか。

○櫻本委員

誰もおられません。

○委員

これだけ家があって。

○櫻本委員

■■■■さんのお宅です。おやじさんがそこで生活されて、農業を営んでおったと。十数年前に亡くなられたと。それ以後は空き家になっております。

○委員

じゃあ、ここ括弧してあるのが、家があるのかなという想像をしてみたんですけど、この中にどなたも、だから家がないって、住んどられんということ。

○櫻本委員

誰も住んでない。

○委員

すごいとこじゃね。

○石原会長

ほんで、この建設会社かなんかされよう方の従業員さん、ここまで作業に通ってこられるということですか。

○櫻本委員

そういうことです。

○石原会長

そうですか。

○櫻本委員

もうここに他番地と書いとるところに、今言った農地が集中しとんです。周りに民家があって、その方々が草刈りをしてくれたりなんかというようなことで。

○委員

民家の方はおられるんですね。

○櫻本委員

ここは住んでおられます。

○委員

それを聞いたかった。

○櫻本委員

そういうことですか。

○委員

そういうこと。わからんから。

○櫻本委員

■■■■さんの家のことかと思った。

○委員

いや、■■■■さんはそういうて今お聞きしたから。

○石原会長

この地図だったらようわかりますわ。これで納得する。ほんまに散っとして、どうい

こと、これって思ったんや。あそこに集中しとるところが。

○委員

この▲▲▲▲さんがええかげんなものをつくっとんじゃ、違うんか。

○石原会長

なるほど。これでよくわかりました。

地図も参りましたけど、皆さん何かもうほかにありませんか、ご質問、ご意見。

◆◆さんの左側のところに■■■■さんのおうちがあります。

ありませんか、特に。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようでしたら、ご判断願います。

1-6につきまして、許可相当だと思われる委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして、4ページ、議案第1号農地法第3条の規定による農地等の、今度は使用权、さっきとリンクしていますけれども、使用貸借権設定許可申請承認につきまして、1-7について、中村委員、説明願います。

○中村委員

中村が。座らせてもらいます。

土地の所在地、八木山二軒屋400-3、登記地目、現況地目ともに田であります。登記面積1,095㎡。借り受け人、八木山●●●●、●●●●、76歳、農業であります。貸出人、吉永町吉永中■■■■、■■■■、90歳、無職であります。譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、労力不足、借り受け、譲受人耕作面積1,095㎡、これさきにありました譲受人のあれです。1,095㎡プラス1,955で。

○石原会長

55じゃないですよ。先ほど草加さんをご指摘いただいたように。

○中村委員

ごめんなさい。合計面積で3,050です。

○石原会長

3,050も変わってくるんでしょ、だから。

○中村委員

どうだったかな、ごめんなさい。

○石原会長

前のは草加さん指摘していただいたのは、足し算したら違うよね。1,995だよね。

1,995になっちゃうんですからトータルも変わってきます。事務局、ちゃんと言ってください。

○事務局

済みません。こちらの加算ミスで申しわけございません。もともとが1,995㎡、今回が1,095㎡、合計3,090㎡になります。どうも申しわけございません。

○中村委員

3,090㎡。済みません。

○石原会長

中村さん、続けてください。

○中村委員

家族数は1名です。済みませんでした。

図面のほうは7ページの、前に説明した分の地図の、まだ三石寄りに。地図で右の上のほうに大きな備前市の焼却場になっております。その下に赤い印があるのが400-3であります。ここも大体耕作はしていませんけど、きれいに整備はされております。

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○石原会長

それでは、事務局、調査書願います。

○事務局

議案第1号、受け付け番号7番、使用貸借権の設定でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○石原会長

それでは、1-7の議案につきまして、ご質問、ご意見頂戴いたします。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それじゃ、ないようですので、1-7につきましてご判断願います。許可相当の委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員です。許可といたします。

次、5ページ参ります。

議案第2号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認につきまして、1-1、瀧川委員、説明願います。

○瀧川副会長

番号1-1を瀧川が説明いたします。

吉永町南方天神前695-1、登記地目、現況地目いずれも田です。263㎡。申請人、兵庫県姫路市神屋町●●●●、●●●●。転用目的、倉庫1棟です。150㎡の倉庫です。農地区分、2種。この土地は、図面は8ページの図面です。二、三年前に皆さんにこの土地と、それから神根を2カ所、農振の関係で見させていただいたところです。向かって右の道路が県道で、上が吉永で、下方向が閑谷学校へ行く道です。それから、これがちょうどこの田んぼの向かいになるところは天神様がここにいます。ここへ農業倉庫を1棟建てるといことで、農振の関係で長いことかかっただけですが、ここは許可が出たといことで農業倉庫を1棟建てるといことで受けております。ご承認よろしくお願いたします。

以上です。

○石原会長

それでは、事務局、補足説明願います。

○事務局

議案第2号、受け付け番号1番。まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断いたします。

転用目的につきましては、先ほど瀧川委員からご説明のあったとおり、申請人の倉庫といことでございますので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

次に、転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は倉庫のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

次に、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○石原会長

それでは、1-1につきまして、ご質問、ご意見頂戴いたします。
特に何かご指摘ありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですのでご判断願います。

1-1につきまして、許可相当の委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

じゃあ、許可といたします。

事務局、話ちょっと中座しますけれども、先月の転用の案件で始末書を。その件について、どのような文面が出てきたのかわかりますか。条件つきで許可しました。

○事務局

そうですね。始末書のほうを提出させまして、すぐ数日後に提出されました。内容的には通常どおりの、自分の無知によりこういうことがあって。

○石原会長

今は手元にはないんですか。

○事務局

済みません。今、手元にはございません。

○石原会長

誰か行って、その文面を読み上げてください、一応。読み上げてもらったほうがいいですよ。

今、取りに行っていたら、次の議案のところを眺めてください。また、これ承認案件ですので。見とってください。

●●君はまだ借りれてないのかな。まだ、任期が切れてないのかな、協力隊のほうの。ほんなら、時間かかりようから議案第3号行きますか。

議案第3号、市長からの諮問を求められております。利用権設定であります。

7ページから、今回たくさん出てます、10ページまでですか。何かお気づきのことがございましたら、おっしゃっていただければと思います。

○草加委員

結局、これ見させていただくと、4月1日ということで7ページの新庄の方面、それから麻宇那のほうの寺崎さんという方、それから9ページですか、吉永のみどり屋さん、それから10ページの浅邊さんという、こういう方のご協力を得てこういうことになっていくのかなと。まさしく農業の今後を占うような、衰退もこれに含まれているような、そんな気がしてならないんですけど。こういうことは絶対僕起こるなと思ってたんで、農政のほうで補助とか、いろんな形のもの。このたび600万円がどうのこうのいうこともございまして、まさしく農業をやってる農業委員会も含めてですけど。ちょっと冷たいのかな、悲しいのかな、うれしいのかなという、うれしいということはないんですけど、そんなことを感じるんですけども。そういうものを何かかいま見たような気がするんで、委員長として何かありましたら。

○石原会長

1点、10ページに載ってらっしゃいます大平さんがいろいろお世話なさってらっしゃる浅邊君、これは先月でしたか。人・農地プランの会合がございまして、その変更のところで浅邊さんと、それから後に岸君も入るんだということで。浅邊さんは協力隊で来られる方です。もう地ついて農地を探して、そこの人・農地プランの中心に形態。ならないと、きょうお配りしたまさに交付金もいただけないと。ここまでつながるとの話なんです、要は。青年就農給付金も。そういうことでなられましたので、中心形態に。恐らく次世代の、きょうお配りしたやつの対象にもなりますし、彼は。こういうふうには農地を晴れてお借りされているという、結構な面積です。その人・農地プランのときに、私も含めてほかのメンバーもいらっしゃるんですけども、規模的なもので目標としとる額ですよ。生産額です。それがええのかなというのが何ぼか意見はありましたけれども、まだ始めるときでありますんで、青年就農給付金をもらうときの段になったら、今度は営農計画書を出さなきゃいけません。営農計画書を出して、1年目はこのぐらい生産額を上げると。次は、このぐらいステップアップしていくというやつを出してこにゃ通りませんから、そ

の審査会でまた。そやから、面積的にはこれをどのような活用を、これ以外にもお借りになるのかもしれませんが、フル活用してある一定規模に持っていけないとあの寄附金ももらえません。もらえませんというか、認定されませんから。そういう流れになっております。

みどり屋さんは、こちらの南方のほうが利便性がええということでしょ、はっきり言うて。違うんですか、藤澤さん。

○藤澤委員

そういうことです。もう団地になっとるから、作業効率もいって。イノシシが少ないらしいです。

○石原会長

ということは、今度は栽培するほうは困りますよね、言うちゃ悪いけど。

だから、みどり屋さんがこの場合は、どっちかと言えば、企業的にやられようるわけで、だから農地を会社と考えとるんでしょうね、きっと。生産現場ですから。そうすると、もう抜けられたところはほんま困りますよね。いらっしゃったら、のり面もあれもきれいにあわせてやったださるんでしょうけれども。

寺崎さんは、これは例のあれの関係でということですか。

○草加委員

この間、3月いっぱい耕作をされて、4月から休みというたらおかしいな。本気でやっていただいとんで、まだまだやり方が足らんというか、ごつつう探されようるみたい。近場で。

○石原会長

だから、悲観することはないんです、草加さん。

○草加委員

わかりました。

私ももうあと5年ぐらいが限度かなというような気がしますんで、5年先というのは読みづらいような気がいたしまして、大変気になりましたんで、皆さん頑張りましょう。

○石原会長

貴重なご意見ありがとうございます。

それでは、この利用権設定のことに 대해서는ご承認いただけますですか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

ありがとうございます。承認されました。

まだ帰ってこられませんで、続行していきます。

11ページ、報告第1号利用目的の変更届についてが出ております。

閑谷の関係で、岡山の南区の新保の方が地目を田から畑にするということが出ております。

田中さん、何か説明していただけますか。

○田中委員

これは畑にかえて何か樹木を植えるというて。実のなるもんを植えたいとかというよう
な話を聞きました。

○石原会長

果樹みたいのものを。そうですか。

ということで、報告ですからお含みおきください。

12ページ、参ります。

報告第2号農地法第18条の規定による合意解約が出ております。

1件は佐山の案件、1件は香登の案件であります。

担当地区の委員さん、何かあります。佐山の案件は。

○委員

この土地は、あと耕作する人が大体決まっとるんです。

○石原会長

そうですか。香登は、これは三浦さん、弓場さんが担当のところ。

○三浦委員

そうです。担当は弓場さんですけど、何か●●●●というのは同級生なんです。■■さ
んは、これはタクシー。

○石原会長

わかりました。この後はどうなさるんです。

○三浦委員

いや、それはこの前も●●●●とは会うたんじゃけど、そんな話は全然。きょうこれ
を見て初めて知って。

○石原会長

今度、聞いといてください。●●●●に行くんじゃろうか。

○三浦委員

●●●●さんとするじゃろうな。●●●●さん、コンバインの大きいなのを買うたから
な。耕すんじゃねえだろろうか。コンバイン950万円じゃというて言ようたから。

○石原会長

以上でとりあえずきょうのご審議は円滑に進みました。

ちょっと別件で時間がかかりようりますけれども、ありがとうございます。

6. 閉 会

7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 5番 西角 正年 委員
備前市農業委員会委員 6番 岡野 一子 委員